

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 俸給月額の見直し

内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与見直しに準じ、内閣総理大臣は二百一十万円、国務大臣等は百四十六万六千円、内閣法制局長官等は百四十万六千円とする等の見直しを行うこと。（第三条、附則第三項並びに別表第一、別表第二及び別表第三関係）

第二 期末手当の見直し

一 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、十二月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げること。（法第一条の規定による見直し後の第七条の二関係）

二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当について、六月期の支給割合を百分の百五十に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百六十五に引き下げること。（法第二条の規定による見直し後の第七条の二関係）

の二関係

第三 その他

一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二の二は平成二十八年四月一日から施行し、第

一 及び第二の一は平成二十七年四月一日から適用すること。

二 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。